二　全ての金庫関係業者の説明会への出席の有無
三　全ての金庫関係業者の意見書の提出の有無
［四・五　略］
3　前項の書類には、金庫関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
4　［略］
（届出事項）
第百条　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
［一～九　略］
九の二　信用金庫電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合
九の三　［略］
［十～二十九　略］
三十　特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第五項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）
［三十一～三十四　略］
三十五　金庫、その子会社又は業務の委託先（第七項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合
［三十六～三十八　略］
2　［略］
3　法第八十七条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用金庫電子決済等取扱業者が法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為を行つているときに限る。
一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
二　法第八十五条の三の三に規定する契約の内容を変更した場合
三　第百六十九条の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合
四　信用金庫電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合
4　法第八十七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行つているときに限る。
［一～三　略］

二　全ての金庫の説明会への出席の有無
三　全ての金庫の意見書の提出の有無
［四・五　同上］
3　前項の書類には、金庫から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
4　［同上］
（届出事項）
第百条　［同上］
［一～九　同上］
［号を加える。］
九の二　［同上］
［十～二十九　同上］
三十　特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第三項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）
［三十一～三十四　同上］
三十五　金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合
［三十六～三十八　同上］
2　［同上］
［項を加える。］
3　法第八十七条第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。
［一～三　同上］